

株 主 各 位

証券コード 6993

2026年6月10日

東京都港区港南四丁目1番8号
大黒屋ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岩 岡 迪 弘

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daikokuyajp.com>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」をご選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6993/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大黒屋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6993」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送お願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否のご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午後2時(受付開始 午後1時30分)
2. 場 所 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8F
AP品川 Aルーム
3. 目的事項
報告事項 (1) 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものいたします。

以 上

◎株主総会にご出席いただく場合は、お手数ながら議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



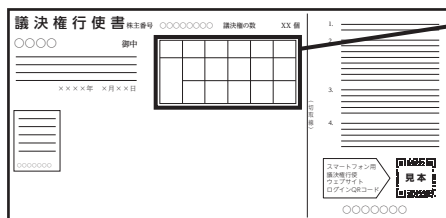
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませ
ようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会に ご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付に ご提出ください。 日 時 2026年6月26日（金曜日） 午後2時	 インターネットで 議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案 の賛否をご入力ください。 行使期限 2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで	 書面（郵送）で議決権を 行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対す る賛否をご表示のうえ、ご返送 ください。 行使期限 2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分到着分まで
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 350 股

印中

××××年 ×月××日

1. 賛成
2. 反対
3. 賛成
4. 反対

インターネット利用
者専用
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調が続きました。また、中東情勢、ウクライナ情勢、日中関係の緊張など地政学リスクが継続するものの、円安基調もありインバウンド需要は堅調に推移しました。ただし、物価上昇の個人消費への影響、米国の通商政策、金融資本市場・為替の変動などが景気を下押しするリスクとなっている状況が続いています。

当社グループが属するリユース業界においては、若年層の価値観の変化や高齢層の資産整理等を背景としたリユース利用人口の増加や堅調なインバウンド需要により、リユース市場は拡大傾向が続いています。一方で、業界大手の M&A による業容拡大や買取専門店の出店攻勢が続くなど事業者間競争は厳しさを増しています。

こうした中、当社グループは、厳しい競争環境を勝ち抜くため第三者割当増資による資本力強化及び貸付枠の取得とリファイナンスによる資金調達力拡大を企図し、株式会社キーストーン・パートナーズ（東京都千代田区大手町一丁目2番1号、代表取締役 堤智章。以下「キーストーン・パートナーズ」）との間で、2025年10月31日付で資本業務提携契約を締結いたしました。本提携契約の下、当社グループは、経営陣を刷新するとともに、経営管理体制の強化、商品調達・販売戦略の見直しによる収益力の強化といった構造改革にスピード感を持って取り組んでおります。

さらに、SBIグループのキーストーン・パートナーズのネットワークを活かしたアライアンスやM&Aの検討も進めております。2026年3月31日付でSBIホールディングス株式会社（東京都港区六本木一丁目6番1号、代表取締役 北尾吉孝。以下「SBI」）と基本合意書を締結いたしました。相互の企業価値向上を目的とし、両社グループのそれぞれの事業領域におけるシナジー創出を目指すものです。まずは、①相互送客を通じた顧客基盤の拡大、②両社のブランド価値向上に資する施策の共同実施、③両社のノウハウ、ネットワークを活用した新規事業の共同開発、の検討を開始しておりますが、本業務提携の範囲はこれらに限らず、幅広く検討を進めてまいります。

また、構造改革の一環として、2026年3月27日付で英国孫会社のSFLグループの株式譲渡を実施しました。業績不芳から2019年に事業撤退方針決定以降整理を進めてきたところ、外部売却により当社連結対象外とするグループ整理を進めました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高及び利益は、12月に在庫買取資金が投入され、仕入及び販売力強化が実施されたこともあり、2026年1月以降の売上高及び売上総利益は対前期比増加に転じております。

当連結会計年度における経営成績は、売上高11,472百万円（前期比1,240百万円増加、同12.1%増）、営業損失652百万円（前期比252百万円改善）、経常損失881百万円（前期比195百万円改善）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,053百万円（前期比1,085百万円悪化）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失の悪化は、英国孫会社の外部売却に伴い為替換算調整勘定取崩損1,278百万円を計上したことによります。

（質屋、古物売買業）

質屋、古物売買業では、株式会社大黒屋において永年にわたり築いてきた顧客基盤、顧客の信用調査能力、真贋鑑定力及び査定力を活用し、店舗、EC両面で販売強化に取り組んでいます。さらに「リユース×AIテクノロジーによる産業構造の革新」というミッションの下、AIとデジタルの力で引き続き仕入・販売の高度化・効率化を進めています。提携しているLINEヤフー株式会社、株式会社メルカリとの協業においても、顧客に対する訴求力を高める改善に取り組んでいます。

こうした中、売上面では、堅調なインバウンド需要を背景に12月以降の店舗陳列在庫の積上げもあり、店舗売上（実店舗における売上）は前期比増加しました。一方で、ネット売上（ECでの売上）は店舗に注力したこともあり前期比減少となりました。また、事業者への貴金属販売やオークション向け販売を含む本部商品売上は、貴金属、特に金価格の高騰もあり、前期比大幅増加となりました。12月以降、商品仕入れを積極化し、商品の店頭陳列を進めており、店舗売上拡大とともに来店客数増に伴う店舗買取増加に向けた動きを加速させています。

利益面では、過去の不良在庫の処理に伴い売上総利益は減少しましたが、業務委託費や広告宣伝費、支払手数料等の削減による経費適正化により、営業損失は改善しました。

質屋業では、長い業歴を誇る全国展開の大手事業者として、優良顧客基盤をベースに安定的な収益を計上しています。

これらの結果、質屋、古物売買業の売上高は11,131百万円（前期比1,230百万円増加、同12.4%増）、営業損失は301百万円（前期比216百万円の改善）となりました。

（電機事業）

電機事業では、引き続き製品の統廃合や在庫管理の強化、生産体制の効率化により製造原価の逡減を進めるとともに、販売価格の見直しを行うことで収益力を向上させています。取引先との協力体制拡充により更新需要を着実に取り込んでいます。

これらの結果、電機事業の売上高は340百万円（前期比9百万円増加、同3.0%増）、営業利益は127百万円（前期比13百万円増加、同12.4%増）となりました。

当社グループの次期（2026年4月1日～2027年3月31日）の見通しは、次のとおりです。

リユース市場は、インバウンド需要の回復や金価格の高騰等を背景に成長を続け、2030年には4兆円規模へ拡大すると予測される等、今後も堅調な市場拡大が見込まれております。また、大黒屋の特徴である質屋の市場は、市場規模が拡大する中、後継者問題や参入障壁の高さから事業者数が減少傾向にあり、残存事業者として成長余地が残されていると展望しております。

このような環境下、当社グループの基本方針は、「大黒屋事業の再構築」による強固な成長基盤の構築と「中長期の成長領域の創出」による新たな収益源の獲得にあります。

「大黒屋事業の再構築」の施策としては、以下を推進してまいります。

- ① 期間損益の黒字化（在庫積み上げによる売上回復、仕入と販売価格の適正化・コスト削減による構造改革）
- ② 経営体制の整備・経営管理の高度化（経営人材の招聘、採算・予実管理の仕組み化）

「中長期の成長領域の創出」としては、以下を推進してまいります。

- ① 事業領域の拡張・将来に向けた投資（新規領域のM&A推進、法人向け金融分野への進出）
- ② 事業規模の拡大に向けた資金調達（銀行調達の高度化、資金調達の多様化）

上記の中長期での施策を携え、2031年3月期を最終年度とする中期経営計画では、業績目標として、リユース事業の売上300億円規模、営業利益40億円規模、法人向け金融事業の営業利益10億円、グループ合計営業利益50億円を掲げております。

中期経営計画の初年度である2027年3月期は、粗利率と回転率を意識した質の高い在庫積み上げを継続し、全国の大黒屋店舗の活性化を図りながら、これまで取組ができていなかった質事業の販促強化、BtoBを中心とする仕入・販売チャネルの拡張、買収した出張買取事業の成長基盤の確立（フィールドセールスの採用、異業種との提携）を行うことを企図しております。また、新規事業である法人向け金融については、人材の招聘と社内体制構築を進め、下期から本格的な事業化を推進してまいります。2027年3月期の通期連結業績予想においては、リユース事業の営業利益として14.5億円（既存事業で12.6億円、事業譲受を行った出張買取事業で1.9億円）、法人向け金融事業の営業利益として1億円を見込んでおります。

これらの方針を踏まえ、2027年3月期の通期連結業績予想は、次のとおりです。

売上高	22,251百万円
営業利益	1,315百万円
経常利益	1,137百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	625百万円

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度末において、売上高の減少、赤字の継続等により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、2025年12月10日に公表した「当社連結子会社の株式会社大黒屋における財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に基づく資金の借入れ及び借入金の返済に関するお知らせ」及び同年同月11日に公表した「第三者割当による新株式の発行に係る払込完了に関するお知らせ」のとおり、当社グループは2025年12月において借入金の借り換え及び増資による資金調達計画どおり実施し財務内容の強化を図っております。このことにより、当社グループの財務基盤は大幅に強化されており、第4四半期においては売上高は増加し、商品在庫の積上げも行われております。ただ、第4四半期においては来期以降の収益力強化を目指し各種対策を講じていることもあり赤字を計上していますが、収益性は実質的に回復傾向にあると判断しております。第4四半期以降の売上高の動向、現在の強化された財務状況を見る限り、今後の資金繰りに関してはまったく問題はなく、総合的に判断した結果、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、60百万円であります。これは主に、子会社である大黒屋の管理本部に係る設備投資資金であります。

③資金調達の状況

当社は2025年12月に合同会社Sバンクを割当先とする第三者割当増資により4,365百万円の資金調達を実施しました。また、第20回及び第21回新株予約権の一部行使が行われ、1,413百万円の資金調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 (2025年3月期)	第117期 当連結会計年度 (2026年3月期)
売上高(百万円)	12,447	10,967	10,232	11,472
経常損失(△)(百万円)	△35	△446	△1,076	△881
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△279	△539	△968	△2,053
1株当たり当期純損失(△)(円)	△2.39	△4.60	△6.58	△5.59
総資産(百万円)	6,705	6,518	6,279	10,065
純資産(百万円)	1,034	635	994	5,959
1株当たり純資産額(円)	3.44	△0.02	2.34	7.22

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

なお、過年度決算における会計処理の誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。第114期における数値は、訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 (2025年3月期)	第117期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	277	295	330	340
経常損失(△)(百万円)	△542	△561	△603	△542
当期純損失(△)(百万円)	△597	△576	△622	△479
1株当たり当期純損失(△)(円)	△5.10	△4.92	△4.23	△1.30
総資産(百万円)	8,833	8,865	8,986	10,963
純資産(百万円)	434	33	774	6,174
1株当たり純資産額(円)	3.50	0.01	4.42	8.34

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
合同会社Sバンク	0	65.56%	資本業務提携

(注) 合同会社Sバンクは2025年12月11日付で、当社株式 480,055千株を取得いたしました。これにより合同会社Sバンクは、当社の総株主等の議決権に対する割合が50%を超えるため、新たに当社の親会社となりました。また、当社は株式会社キーストーン・パートナーズ及びキーストーン・パートナーズが管理・運営するファンド（日本リバイバルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合）が匿名組合出資を行っている合同会社Sバンクとの間で資本業務提携契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	100% (100%)	投資業及び有価証券投資
大黒屋グローバルホールディング株式会社	6,757	91.3% (17.4%)	持株会社
株式会社大黒屋	318	91.3% (91.3%)	質屋、古物売買業
ラックスワイズ株式会社	0	100%	中古品及び新品の衣料品等の受託販売
上海黛庫商業有限公司	50	100%	古物売買業

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社であります。
2. 議決権比率の（ ）内の数値は、間接所有による議決権比率で、内数で記載しております。
3. 連結の範囲の変更にに関する事項
 当社の連結子会社であったSFLグループ（AU 79 LIMITED、AG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITED）について、2026年3月27日付でその全保有株式を譲渡しました。これに伴い、SFLグループは連結の範囲から除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの期間損益は連結損益計算書に含めております。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

①売上拡大施策

ア 継続的な在庫の積上げ

(予算) 2026.3月期末 31億円

→2027.3月期末 46億円

イ 採用強化

店舗人員不足により生じていた機会損失の確実な取込

ウ 小売可能店舗の拡大

在庫不足から買取店になっていた店舗等の小売店化、新規出店

②KPI向上施策

ア 在庫金額

市場仕入に加え、出張買取部門との連携による仕入強化

イ 在庫回転率

在庫期間管理の厳格化、在庫期間に応じた販売価格の管理

ウ 粗利率

価格設定ルールの作成、販売価格の見直し

③新規取組

ア 質（個人・法人）強化

新たな販促、質特化店舗の新規出店等

イ 商品開発／金融

従来地金として業者販売していた「貴金属」の自社での商品化

ウ 出張買取事業との連携

グループ共同でのオークション開催等

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結対象会社6社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。

なお、英国のSFLグループにつきましては、2026年3月27日に、株式を譲渡し、当社の連結範囲から除外しております。

(電機事業)

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売をしております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

(6) 主要な事業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場 (栃木県小山市)

② 主要な子会社の事業所

株式会社エスピーオー	本社 (東京都港区)
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社 (東京都港区)
大黒屋グローバルホールディング株式会社	本社 (東京都港区)
株式会社大黒屋	本社 (東京都港区)、国内支店24店
ラックスワイズ株式会社	本社 (東京都港区)
上海黛庫商業有限公司	本社 (中国上海)

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
140名 (32名)	△47名 (1名)

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
13名 (4名)	0名 (0名)	59.9歳	23.7年

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社東京スター銀行	1,750百万円
株式会社りそな銀行	1,750百万円

- (注) 1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,500百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行、株式会社りそな銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,500百万円であります。
3. 2025年12月10日付で「日本りバイパルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合」と1,900百万円の限度貸付契約を締結しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 880,000,000株
- ② 発行済株式の総数 739,896,570株（自己株式12,923株を含む）
- ③ 株主数 55,534名
- ④ 大株主（上位10名の株主）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
合同会社Sバンク	480,055	65.56
小川 浩平	73,418	9.92
小高 功嗣	4,502	0.61
株式会社SBI証券	1,957	0.26
楽天証券株式会社共有口	1,796	0.24
魚津海陸運輸倉庫株式会社	1,516	0.20
田村 都志雄	855	0.12
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	734	0.10
株式会社北海道カイリック	730	0.10
齊藤 高弘	710	0.10

（注）持株比率は、自己株式(12,923株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権	
発行決議日		2016年3月8日	
新株予約権の数（個）		139個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 13,900株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 8,549 円 当該金額払込みに代えて報酬債権と相殺する。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	
新株予約権の行使期間		2016年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。	
役員の 保有状況	取締役（社外 取締役を除く）	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名
	社外取締役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名
	監査役	新株予約権の数	139個
		目的となる株式数	13,900株
		保有者数	2名

		第19回新株予約権
発行決議日		2023年6月13日
新株予約権の数（個）		115,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,500,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 16円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 株当たり26円
新株予約権の行使期間		2024年5月15日から2029年6月30日とする。 ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、大黒屋の2024年3月期以降、2029年3月期までのいずれかの事業年度におけるEBITDAが1,136百万円以上となった場合のみ割り当てた本新株予約権を行使することができる。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 115,000株
		目的となる株式数 11,500,000株
		保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 0株
		保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 0株
		保有者数 0名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

	第21回新株予約権
発行決議日	2024年11月29日
新株予約権の数（個）	9,591個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式2,033,292株 (新株予約権 1 個につき212株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり 5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり9.9円
新株予約権の行使期間	自 2024年12月17日 至 2026年12月16日
新株予約権の行使の条件	(イ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。 (ロ) 本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	小川 浩平

(3) 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 岡 迪 弘	大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長 上海黛庫商業有限公司 株式会社キーストーン・パートナーズ執行役員
取締役会長	堤 智 章	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役 株式会社キーストーン・パートナーズ代表取締役
取締役	西 浦 敦 士	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役 株式会社キーストーン・パートナーズリスク管理部部長
取締役	白 石 正	株式会社キーストーン・パートナーズ社外取締役
取締役	山 崎 篤 士	小沢・秋山法律事務所シニアパートナー
監査役(常勤)	矢 部 芳 一	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役 株式会社大黒屋監査役 株式会社インフォーマット社外監査役
監査役	永 井 卓	
監査役	栃 木 敏 明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー 株式会社ヨコオ社外監査役

- (注) 1. 取締役 白石正氏及び山崎篤士氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 永井卓氏及び栃木敏明氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 白石正氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 山崎篤士氏は、弁護士として長年の経験に加え事業会社での役員経験も有しており取締役として十分知見を備えております。またこれらを通じて培われた高い専門性とガバナンスの視点から当社経営に客観的な助言をいただけるものと期待したためです。
6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。
7. 大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、及び上海黛庫商業有限公司は当社連結子会社であります。
8. 2025年12月11日をもって、代表取締役社長 小川浩平氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長と株式会社大黒屋代表取締役社長であります。
9. 2025年12月11日をもって取締役 辛羅林氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役と株式会社大黒屋取締役であります。

10. 2025年12月11日をもって取締役 鞍掛法道氏は辞任により退任いたしました。
なお、退任時における重要な兼職は大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役と株式会社大黒屋取締役であります。
11. 2025年12月11日をもって取締役 伴野健二氏は辞任により退任いたしました。
12. 2025年12月11日をもって取締役 中岡邦憲氏は辞任により退任いたしました。
なお、退任時における重要な兼職は株式会社スマートコミュニティ取締役であります。
13. 2025年12月11日をもって取締役 粕井滋氏は辞任により退任いたしました。
なお、退任時における重要な兼職は大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬等については、1997年6月27日開催の第88期定時株主総会において、その限度額を各事業年度における取締役全員の報酬につき総額で月額5千万円以内と決議しております。

取締役個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、在任期間、担当職務、専門性及び実績等を踏まえ作成した原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、取締役会の決議によりその分配を代表取締役に一任して決定する方針としています。

イ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等）は無く、算定方法の決定に関する方針については、定めておりません。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬等）については、2015年6月26日開催の第106期定時株主総会において、取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度における取締役全員につき総額で年額5千万円の範囲内と決議しております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、中長期の視点で在任期間や中長期の担当職務貢献度等を総合的に勘案して一定の裁量により決定する方針としております。

エ. 報酬等の割合に関する方針

上記アの報酬等の額、又は非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針については、特段定めておりません。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記アの報酬等の額：毎月の支払

非金銭報酬等の額：任意の時期

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

当事業年度のうち、2025年4月から同年12月までの期間は当時の代表取締役社長小川浩平氏が、同年12月から2026年3月までの期間は代表取締役社長岩岡迪弘氏が当該一任決議に基づき、役位、職責等に応じて総合的に勘案し各取締役の金銭報酬の額を決定しております。

ii. i の者に委任する権限の内容

取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額案にもとづき、具体的な個々の報酬額を決定

iii. i の者に委任する理由

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断した為であります。

iv. i の者により ii の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

定めておりません。

キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カに掲げる事項を除く。）

該当事項はありません。

ク. 上記アからキまでに掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2)当該事業年度にかかる報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	支給人員	当期の報酬総額	当期の基本報酬	当期の退職慰労金
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (4 名)	24,780 (5,876)	39,700 (6,700)	△14,919 (△823)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	10,938 (8,786)	10,700 (8,700)	238 (86)
計 (うち社外役員)	10 名 (7 名)	35,718 (14,662)	50,400 (15,400)	△14,681 (△737)

- (注) 1. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役4名を除いております。
2. 上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額又は戻入額(△)であります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円以内(1997年6月27日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名であります。また、別枠でストック・オプション報酬額として月額50,000千円以内(2015年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名であります。
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額2,000千円以内(1989年8月30日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は5名であります。また、別枠でストック・オプション報酬額として月額5,000千円以内(2015年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

③ 社外役員に関する事項

取締役 伴野 健二(在任期間：2025年4月～12月)

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。
- ・ 同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

取締役 中岡 邦憲(在任期間：2025年4月～12月)

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況
同氏は株式会社スマートコミュニティの取締役であります。
なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

取締役 白石 正（在任期間：2025年12月～現在）

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。また、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただいております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

取締役 山崎 篤士（在任期間：2025年12月～現在）

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、小沢・秋山法律事務所シニアパートナーであります。
なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

監査役 粕井 滋（在任期間：2025年4月～12月）

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、大黒屋グローバルホールディング株式会社の監査役であります。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法的観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

監査役 栃木 敏明（在任期間：2025年4月～現在）

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。また、株式会社ヨコオの社外監査役であります。同社と当社との間には、特別の関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法的観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

監査役 永井 卓（在任期間：2025年4月～現在）

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、2025年4月から同年12月までは常勤監査役であり、大黒屋グローバルホールディング株式会社の監査役でありました。2025年12月からは社外監査役であります。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

なお、当事業年度開催の取締役会15回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が28回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役 白石正氏、山崎篤士氏、監査役 矢部芳一氏、永井卓氏、栃木敏明氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお辞任している取締役 辛羅林氏、伴野健二氏、中岡邦憲氏、監査役 粕井滋氏については契約を終了しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び当子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度とする契約を締結しております。

(5) **業務の適正を確保するための体制**

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。

当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。

当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することにしていく。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。

イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等

当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。

再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。

⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。

当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、四半期毎の業績の報告を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議いたしました。また、当社の取締役3名は、当社子会社の取締役を兼任しており、適宜子会社における取締役会に出席し、情報の共有を図り、グループ全体の経営課題の把握とその対応に取り組みました。
- ② 常勤監査役は、取締役会に出席し、業務及び財産の状況並びに取締役の業務執行の適法性の確認、法令定款等の遵守について監査を行い、監査役会にて情報を共有いたしました。また、会計監査人等と情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討しております。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。
- ④ 反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現 金 及 び 預 金	2,297,164	1. 支払手形及び買掛金	33,346
2. 受 取 手 形	44,021	2. 短 期 借 入 金	3,500,000
3. 売 掛 金	533,680	3. 未 払 法 人 税 等	28,254
4. 営 業 貸 付 金	2,139,253	4. 賞 与 引 当 金	66,898
5. 商 品 及 び 製 品	3,154,446	5. 契 約 負 債	17,301
6. 仕 掛 品	27,485	6. そ の 他	434,042
7. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	47,824	流 動 負 債 合 計	4,079,843
8. そ の 他	375,124		
9. 貸 倒 引 当 金	△1,589	II 固 定 負 債	
流動資産合計	8,617,411	1. 役員退職慰労引当金	3,549
II 固 定 資 産		2. 資 産 除 去 債 務	16,000
1. 有 形 固 定 資 産		3. そ の 他	5,803
(1) 建 物 及 び 構 築 物	646,015	固 定 負 債 合 計	25,353
減 価 償 却 累 計 額	△571,391	負 債 合 計	4,105,197
建物及び構築物（純額）	74,623		
(2) 機 械 装 置 及 び 運 搬 具	109,152	(純資産の部)	
減 価 償 却 累 計 額	△109,152	I 株 主 資 本	
機械装置及び運搬具（純額）	0	1. 資 本 金	6,676,113
(3) 工 具 、 器 具 及 び 備 品	706,834	2. 資 本 剩 余 金	4,724,301
減 価 償 却 累 計 額	△691,966	3. 利 益 剩 余 金	△6,095,615
工具、器具及び備品（純額）	14,867	4. 自 己 株 式	△2,264
(4) 土 地	41,446	株 主 資 本 合 計	5,302,535
有形固定資産合計	130,937	II その他の包括利益累計額	
2. 無 形 固 定 資 産		1. その他有価証券評価差額金	40,567
(1) の れ ん	254,670	2. 為替換算調整勘定	4,250
(2) そ の 他	5,429	その他の包括利益累計額合計	44,818
無形固定資産合計	260,099	III 新 株 予 約 権	3,076
3. 投 資 そ の 他 の 資 産		IV 非 支 配 株 主 持 分	609,398
(1) 投 資 有 価 証 券	98,348	純 資 産 合 計	5,959,828
(2) 退 職 給 付 に 係 る 資 産	42,264	負 債 純 資 産 合 計	10,065,025
(3) 差 入 保 証 金	625,897		
(4) 繰 延 税 金 資 産	144,331		
(5) そ の 他	148,374		
(6) 貸 倒 引 当 金	△2,640		
投資その他の資産合計	1,056,576		
固 定 資 産 合 計	1,447,614		
資 産 合 計	10,065,025		

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		11,472,469
II 売 上 原 価		8,467,212
売 上 総 利 益		3,005,256
III 販売費及び一般管理費		3,657,669
営 業 損 失		652,412
IV 営 業 外 収 益		
1. 還 付 消 費 税 等	145	
2. 受 取 利 息	1,583	
3 受 取 配 当 金	2,001	
4. 受 取 手 数 料	3,107	
5. そ の 他	180	7,018
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	87,441	
2. 支 払 手 数 料	116,429	
3. 為 替 差 損	2,210	
4. そ の 他	30,080	236,162
経 常 損 失		881,556
VI 特 別 利 益		
1. 子 会 社 整 理 益	72,050	
2. 固 定 資 産 売 却 益	1,499	
3. 債 務 免 除 益	56,138	129,689
VII 特 別 損 失		
1. 為替換算調整勘定取崩損	1,278,467	
2. 減 損 損 失	71,866	
3. 固 定 資 産 除 却 損	37,980	1,388,314
税金等調整前当期純損失		2,140,181
法人税、住民税及び事業税	10,080	
法 人 税 等 調 整 額	51,634	61,715
当 期 純 損 失		2,201,896
非支配株主に帰属する当期純損失		148,249
親会社株主に帰属する当期純損失		2,053,647

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 兼 宏 章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 矢 部 芳 一 ㊞

監 査 役 栃 木 敏 明 ㊞

監 査 役 永 井 卓 ㊞

（注）監査役栃木 敏明及び永井 卓の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現 金 及 び 預 金	1,566,942	1. 支 払 手 形	1,418
2. 受 取 手 形	44,021	2. 買 掛 金	14,631
3. 売 掛 金	69,035	3. 関係会社短期借入金	2,292,000
4. 商 品 及 び 製 品	40,273	4. 未 払 金	8,380
5. 仕 掛 品	27,485	5. 未 払 費 用	2,433,618
6. 原材料及び貯蔵品	39,110	6. 未 払 法 人 税 等	13,122
7. 前 払 費 用	11,552	7. 預 り 金	1,604
8. 関係会社短期貸付金	1,211,700	流 動 負 債 合 計	4,764,776
9. 関係会社預け金	505,000		
10. そ の 他	13,265	II 固 定 負 債	
流 動 資 産 合 計	3,528,386	1. 資 産 除 去 債 務	16,000
II 固 定 資 産		2. 繰 延 税 金 負 債	1,304
1. 有 形 固 定 資 産		3. 役員退職慰労引当金	3,549
(1) 建 物	65,627	4. そ の 他	3,052
減 価 償 却 累 計 額	△65,627	固 定 負 債 合 計	23,906
建 物 (純 額)	0	負 債 合 計	4,788,682
(2) 機 械 及 び 装 置	96,809		
減 価 償 却 累 計 額	△96,809	(純資産の部)	
機 械 及 び 装 置 (純 額)	-	I 株 主 資 本	
(3) 車 両 運 搬 具	4,016	1. 資 本 金	6,676,113
減 価 償 却 累 計 額	△4,016	2. 資 本 剰 余 金	
車 両 運 搬 具 (純 額)	0	(1) 資 本 準 備 金	5,041,496
(4) 工 具、器 具 及 び 備 品	170,113	(2) そ の 他 資 本 剰 余 金	517,759
減 価 償 却 累 計 額	△170,113	資 本 剰 余 金 合 計	5,559,255
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	0	3. 利 益 剰 余 金	
有 形 固 定 資 産 合 計	0	その他利益剰余金	
2. 投 資 そ の 他 の 資 産		繰 越 利 益 剰 余 金	△6,061,344
(1) 投 資 有 価 証 券	100	利 益 剰 余 金 合 計	△6,061,344
(2) 関 係 会 社 株 式	7,303,739	4. 自 己 株 式	△2,264
(3) 前 払 年 金 費 用	4,137	株 主 資 本 合 計	6,171,760
(4) 破 産 更 生 そ の 他 債 権	219,724	II 新 株 予 約 権	3,076
(5) 貸 倒 引 当 金 (固 定)	△93,916	純 資 産 合 計	6,174,836
(6) そ の 他	1,347	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,963,518
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	7,435,132		
固 定 資 産 合 計	7,435,132		
資 産 合 計	10,963,518		

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		340,606
II 売 上 原 価		194,458
売 上 総 利 益		146,148
III 販売費及び一般管理費		454,918
営 業 損 失		308,770
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	559	
2. 受 取 家 賃	315	
3. 受 取 業 務 委 託 料	960	
4. 経 営 指 導 料	4,950	
5. そ の 他	95	6,880
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	231,600	
2. そ の 他	8,573	240,174
経 常 損 失		542,063
VI 特 別 利 益		
1. 固 定 資 産 売 却 益	1,499	
2. 債 務 免 除 益	136,028	137,528
VII 特 別 損 失		
1. 減 損 損 失	2,703	
2. 子 会 社 整 理 損	69,141	
3. 貸 倒 引 当 金 繰 入	483	72,328
税 引 前 当 期 純 損 失		476,863
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,558
法 人 税 等 調 整 額		203
当 期 純 損 失		479,624

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 兼 宏 章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 矢 部 芳 一 (印)

監 査 役 栃 木 敏 明 (印)

監 査 役 永 井 卓 (印)

(注) 監査役栃木 敏明及び永井 卓の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役の岩岡迪弘氏、堤智章氏及び西浦敦士氏の3名は本株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	シマノカツヒロ 島 野 勝 広 (1967年5月14日生)	1990年4月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 2011年6月 同歌島支社支社長 2013年10月 同和歌山支店支店長 2016年4月 同堺支社支社長 2018年10月 同大阪融資部長 2020年12月 戸田建設(株)建築統括部専門部長 2024年1月 同統括部次長 2026年4月 当社顧問（現任） 2026年5月 ラックスワイズ(株)取締役（現任）	0株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	ス ミ エ イ ジ 鷲 見 英 二 (1961年8月27日生)	1984年4月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 2011年8月 同リテール融資部長 2013年5月 同コンプライアンス統括部長 兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループコンプライアンス統括部付部長 2013年6月 同執行役員コンプライアンス統括部長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ統括部付部長 2015年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)取締役専務執行役員 2020年4月 ユニチカ(株)顧問（常勤） 2020年6月 同取締役常務執行役員 2024年6月 東洋カーマックス(株)監査役（常勤） 2025年7月 (株)日本ヴォーグ社取締役副社長 2026年4月 当社顧問（現任） 2026年5月 ラックスワイズ(株)取締役（現任）	0株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	アマリュウイチ 甘 利 祐 一 (1963年4月1日生)	1985年4月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 2003年4月 同船橋支店長 2006年7月 セガサミーホールディングス(株)執行役員副社長付 2006年10月 サミー(株)取締役 2011年4月 同代表取締役専務営業本部長 2011年8月 タイヨーエレクトリック(株)代表取締役社長 2017年4月 セガサミーホールディングス(株)上席執行役員 2019年4月 サミー(株)取締役コーポレート本部管掌 2019年12月 (株)コメダ顧問 2020年3月 同取締役営業本部長 2020年5月 (株)コメダホールディングス取締役 2020年11月 (株)コメダ専務取締役 営業本部長 2021年5月 (株)コメダホールディングス代表取締役副社長 (株)コメダ代表取締役副社長 営業本部長 2022年5月 (株)コメダホールディングス代表取締役社長 (株)コメダ代表取締役社長 2026年3月 (株)コメダホールディングス代表取締役社長CEO（現任） (株)コメダ代表取締役社長 カスタマーリレーション本部 兼経営戦略本部管掌（現任）	0株

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の島野勝広氏が代表取締役社長を務める予定の大黒屋グローバルホールディング株式会社及び株式会社大黒屋と金銭貸借契約を締結しております。その他の取締役候補者と当社に特別な利害関係はありません。
2. 甘利祐一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 甘利祐一氏が選任された場合には、当社は甘利祐一氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
4. 甘利祐一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 甘利祐一氏を社外取締役に選任した理由は金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
6. 役員等賠償責任保険
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新する予定であります。
当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および訴訟費用を填補することとしています。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 「所有する当社株式の数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（矢部芳一氏、永井卓氏及び栃木敏明氏の3名）は本株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	バ バ ナ オ キ 馬 場 直 樹 (1964年1月28日生)	1987年4月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行 1990年2月 同本店営業部部長代理 1995年6月 同審査第一部部長代理 1995年9月 同北京駐在員事務所所長代理 1997年12月 同蘇州支店課長 2005年1月 同中国業務推進部 上席部長代理 2012年4月 住友重機械融資租賃有限公司 副社長（出向） 2014年7月 (株)三井住友銀行グローバル・アドバイザー一部上席推進役 2015年3月 (株)パル第四事業部国際部長 2016年8月 パル（上海）商貿有限公司総 経理 2018年12月 セコム(株)グループ国際事業 本部 2019年8月 セコム（中国）有限公司副社 長営業部長 2021年5月 ADTアラームモニタリング 香港(株)社長 2025年7月 (株)セコムグループ国際本部 参与 2026年6月 大黒屋ホールディングス株式 会社顧問（現任）	0株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	オオノシゲル 大 野 茂 (1960年10月24日生)	1984年 4 月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 2008年 8 月 日本橋中央支店長兼日本橋エリア副エリアディレクター 2010年 4 月 リテール拠点地区担当部長 2012年 1 月 玉川及び二子玉川支店長兼玉川エリアディレクター 2013年11月 マニユライフ生命保険(株)金融法人営業本部部長 2018年 6 月 三菱UFJ住宅ローン保証(株)代表取締役専務 2023年 8 月 (株)ワキタ管理本部副本部長 2024年 5 月 同取締役（常勤監査等委員）	0株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	イトウショウイチ 伊 東 昌 一 (1967年6月15日生)	1991年10月 監査法人トーマツ（現 有限 責任監査法人トーマツ）入社 2008年7月 同パートナーに就任 2013年7月 デロイトトーマツベンチャー サポート(株)取締役兼務 2025年9月 同退職 2025年10月 伊東公認会計士事務所開設	0株

(注)

1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 大野茂氏及び伊東昌一氏は社外監査役候補者であります。

3. 選任理由

(1)馬場直樹氏を監査役候補者としたのは、長年にわたる金融機関での経験と企業経営経験があるため当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

(2)大野茂氏を社外監査役候補者としたのは、長年にわたる金融機関での経験と企業経営経験があるため当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

(3)伊東昌一氏を社外監査役候補者としたのは、長年にわたる監査法人での経験と高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

4. 馬場直樹氏、大野茂氏及び伊東昌一氏の各氏が監査役に選任がされた場合、当社は各監査役との間で会社法第427条第1項及び当社定款第45条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。

5. 大野茂氏及び伊東昌一氏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新する予定であります。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

7. 「所有する当社株式の数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役矢部芳一氏、永井卓氏及び栃木敏明氏の3人は本総会終結の時をもって辞任されますので、当社における役員退職慰労金支給規定に従い、退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

矢部 芳一	2025年12月	当社監査役	(現任)
永井 卓	2010年6月	当社社外監査役	(現任)
栃木 敏明	2011年6月	当社社外監査役	(現任)

以上

株主総会会場のご案内図

会 場：東京都港区港南1-6-31

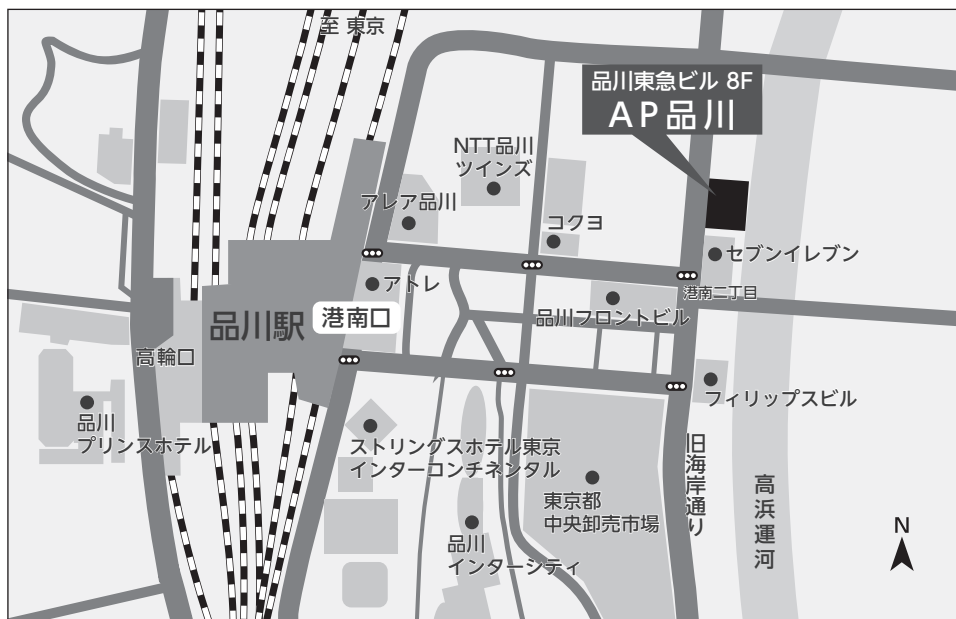
品川東急ビル 8F

AP品川 Aルーム

お問い合わせ先 03-3472-3109

最寄り駅：JR線・京浜急行線 品川駅港南口 徒歩6分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

